

小規模事業者持続化補助金 第17回公募 事業支援計画書（様式4）発行の流れ

持続化補助金の申請には、商工会議所（または商工会）が発行する
事業支援計画書（様式4）が必要です。

＊ ＊ 事業支援計画書（様式4）の発行受付締切は2025年**6月3日（火）**です。 ＊ ＊

<発行に関する注意事項>

- ご相談時は事前にお電話にてご予約ください。
- **発行受付締切を過ぎた場合、事業支援計画書（様式4）の発行はできません。**
- 相談・指導には時間を要します。必要に応じて書類の修正をお願いする場合があります。
- 申請受付締切が近づくと窓口の混雑が予想されます。早めのご相談をお願いいたします。
- 事業支援計画書（様式4）は**即日発行できません**。申請書類の内容を確認した上で、後日お渡しいたします。
- 事業支援計画書（様式4）発行は**代表者の方からご相談ください**。代表者の方以外への発行はできかねます。
- 事業計画の検討に際して第三者の支援を受ける場合、会議所担当者へお知らせください。
- 過去持続化補助金に採択された方は、様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出状況をご確認ください。
未提出の場合、申請ができません。

●申請スケジュール（第17回公募）

1 — 公募開始 2025年3月4日（火）

公募要領、よくある質問、参考資料をご確認いただき、必要資料を準備してください。

2 — 電子申請システム申請受付開始 2025年5月1日（木）

申請受付が開始されます。電子申請システムでの提出が必要となります。

3 — 事業支援計画書（様式4）発行依頼締切 2025年6月3日（火）（原則16：00）

商工会議所へ事業支援計画書（様式4）を発行依頼する必要があります。

4 — 申請受付締切 2025年6月13日（金）17：00

直前はシステムが混雑します。余裕をもって申請してください。

- 採択結果は2025年8月頃に通知される予定です。
補助対象期間は交付決定後から2026年7月31日（金）までです。
- 補助対象期間内に事業を完了させる必要があります。
事業の完了とは、契約・発注・納品・支払い・引き落としすべての完了をいいます。

●申請の手順

Gビズプライムアカウントの取得

電子申請に必要なGビズプライムアカウントをお持ちでない方は、事前に登録手続きを行います。取得には2～3週間かかる場合があります。

事業計画の策定・申請に必要な資料の用意

公募要領、参考資料、よくある質問をご確認のうえ、具体的な事業計画・資金計画を作成いただき、申請に必要な資料をご準備ください。

事業支援計画書（様式4）の発行依頼

2025年6月3日（火）（原則16：00）

神戸商工会議所の担当部署（末尾に記載）に申請資料・事業計画書を提出し、事業支援計画書（様式4）の発行を依頼します。締切（6月3日）にご注意ください。

電子申請システムで提出

2025年6月13日（金）17：00

必要書類をすべて揃え、電子申請システムから提出します。郵送での申請はできませんのでご注意ください。

審査・採択後は交付決定通知を受け取り、事業を実施します。
事業完了後は実績報告書を提出し、審査を経て補助金が交付されます。

●ご相談窓口

担当部署は事業所の所在地ごとに異なります。
ご相談の際は、主たる事業所が所在する区の担当部署へお電話ください。

中央区、北区、兵庫区

灘区、東灘区

長田区、須磨区
垂水区、西区

中央支部
078-367-3838

東神戸支部
078-843-2121

西神戸支部
078-641-3185

※神戸市外で事業を行っている方は、該当地区の商工会議所または商工会へご相談ください。